

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【会社名】 セーラー広告株式会社

【英訳名】 SAYLOR ADVERTISING, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 義憲

【本店の所在の場所】 香川県高松市扇町二丁目7番20号

【電話番号】 087-825-1156(代表)

【事務連絡者氏名】 総務局長 西分 太郎

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市扇町二丁目7番20号

【電話番号】 087-825-1156(代表)

【事務連絡者氏名】 総務局長 西分 太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
セーラー広告株式会社 愛媛本社
(愛媛県松山市北斎院町637番地6)
セーラー広告株式会社 東京支社
(東京都港区虎ノ門五丁目12番8号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月24日開催の当社第70回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関する事項

イ 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 200,000,000円

ロ 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金4円 総額 15,110,688円

ロ 効力発生日

2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

その他、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定の新設、及び、業務執行を行わない取締役について責任限定契約を締結することができる旨の規定の新設、並びに、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定の新設を行うほか、各変更に伴う字句の修正、条数および号数の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、村上義憲、萱原一則、森川稔、間敬三及び高藤聖二を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、原測定夫、山内直樹及び田辺真由美を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、賞与を含み、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額2,000万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	31,220	59	0	(注) 1	可決 97.1
第2号議案 定款一部変更の件	31,212	67	0	(注) 2	可決 97.0
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)5名選任の件					
村上 義憲	31,183	96	0	(注) 3	97.0
萱原 一則	31,183	96	0		97.0
森川 稔	31,215	64	0		可決 97.1
間 敬三	31,215	64	0		97.1
高藤 聖二	31,215	64	0		97.1
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
原淵 定夫	31,099	180	0	(注) 3	96.7
山内 直樹	31,083	196	0		可決 96.6
田辺 真由美	31,108	171	0		96.7
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額決定 の件	31,209	70	0	(注) 1	可決 97.0
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	31,093	186	0	(注) 1	可決 96.7

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。